

福岡市の公民館について

○公民館の目的、事業

公民館は、住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動を支援することにより、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する事を目的に地域住民の日常的な学習活動の場、地域の振興を図るための各種の地域団体の活動連携の場として設置されているものです。

公民館は、地域住民の生活に即した教育・学術・文化に関する事業を行い、住民の教養を高め、健康を増進させ、豊かな情操を育て、住民生活が精神的にも物質的にも向上し、明るい差別のない地域となることを目指しています。

主な事業は以下のとおりです。

- (1) 定期的な講座を実施する。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会などを開催する。
- (3) 図書、記録、模型、資料などの学習資料や学習器材を備え住民の学習文化活動に利用できるようにする。
- (4) 体育、レクリエーション関係の集会や事業を開催する。
- (5) 人権教育を推進する。
- (6) 社会教育関係団体、各種地域団体、行政機関等との連絡調整を図る。
- (7) 地域団体への助言等を行う。
- (8) 公民館の施設を地域住民の集会をはじめとする各種の事業や活動の利用に供する。

○開館日

福岡市公民館条例第2条の2に定める休館日を除く日

なお、休館日は以下のとおりです。(ただし、休館日においても開館する場合があります)

- (1) 毎月末日
- (2) 5月3日から5月5日
- (3) 8月13日から8月15日
- (4) 12月29日から翌年1月3日

※上記とは別に、公民館だより等で予め示した日において、公民館の利用予定がない場合は、臨時休館とすることがあります。

○開館時間

午前9時から午後 10 時まで

※ただし、必要があると認められる場合は、これを変更することができます。